

J A山口信連 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内の育児休業の取得について、次の水準以上を目指す。

男性職員：計画期間内に1人以上の取得。

女性職員：育児休業取得率100%の維持。

<対策>

平成28年4月1日以降

- ① 男性職員も育児休業を取得できることを、会内OA等を通じて周知を図る。
- ② 子供が生まれる際の父親の休暇の積極的促進について、支所長・課長会議等を通じて周知を図る。

目標2 育児にかかる職員の健康管理や相談窓口として、当会健康相談室を積極的に活用する。

<対策>

平成28年4月1日以降

- ① 妊娠中及び出産後の職員の健康管理や相談窓口として、健康相談室を開設していることを、会内OA等を通じて周知を図る。
- ② 健康相談室の積極的活用について、管理職に対する研修会や支所長・課長会議等を通じて管理職に周知するとともに、対象職員の利用を働きかける。

目標3 年次有給休暇取得日数を一人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

平成28年4月1日以降

- ① 業務の繁閑をふまえた計画的な年次有給休暇の取得促進、ならびに年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるよう、管理職に要請する。
- ② 支所長・課長会議等で年次有給休暇の取得について積極的促進を図るとともに、取組について職員に周知する。